

令和2年8月25日

第139回 遠野市農業委員会総会議事録

第139回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和2年8月12日
告示番号 遠野市農業委員会告示第12号
会議年月日 令和2年8月25日
会議の場所 あえりあ遠野交流ホール
出席委員 1番 菊池靖、2番 白金英子、3番 多田登、4番 古屋敷徳夫、
5番 佐々木誠一、7番 新田佐悦、8番 河内克倫、9番 綱木秀治、
10番 多田靖志、11番 佐々木義弘、12番 鈴木重徳、13番 鬼原壽一、
14番 田中ナオ子、15番 菊池清重、16番 小向幸子、17番 奥寺晴夫、
18番 奥友康悦、19番 千葉勝義
欠席委員 6番 佐々木恵美子

会議に出席した職員 事務局長 佐々木 徹
事務局次長兼
農業振興係長 菊池 今英
農地係長 多田 由香子

本日の案件 第139回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり
報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告に
ついて
報告第2号 遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条によ
る届出について
議案第28号 農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に
対する可否決定について
議案第29号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対す
る可否決定について
議案第30号 農地法第3条許可処分の取消について
議案第31号 農用地利用集積計画の決定について
議案第32号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定
について
議案第33号 遠野市農地利用最適化推進委員選考委員会規則の一部を改正
する規則の制定について

開会時刻 午後2時

議 長	<p>大変ご苦勞様でございます。ただいまから総会を進めて参りますけれども、開会宣言をする前に遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立願います。先唱を9番、綱木秀治委員、お願いします。</p> <p>(「遠野市農業委員会憲章」朗唱につき記載省略)</p>
議 長	<p>【会議成立宣言】 本日の出席委員は18名であります。定足数に達しましたので、第139回遠野市農業委員会総会は成立することを宣言します。6番、佐々木恵美子委員からは欠席の届出があり、これを了承したので報告します。</p>
議 長	<p>【会長報告】 続きまして、会長として出席いたしました会議等の内容について報告します。経過報告書をご覧いただきたいと思っております。各地区のマスタープラン検討会、大変ご苦勞様でございました。</p> <p>8月20日、令和2年度第1回上閉伊地方農業委員会連絡会。会長職務代理者、事務局長、私で出席してございます。なお、上閉伊地方農業委員会連絡会の研修会はコロナの関係で中止となりましたことを報告いたします。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>【事務事業経過報告】 続いて、今月の農業委員会事務事業の経過について、事務局長に説明をいたさせます。</p>
事務局 長	<p>事業経過報告をいたします。</p> <p>1番、7月28日、令和2年度地域農業マスタープラン附馬牛地区検討会が開催されました。農業委員さん、推進委員さんが出席しております。</p> <p>2番、7月29日から8月7日まで、令和2年度農地パトロールを実施しました。</p> <p>3番から10番まで、地域農業マスタープラン地区検討会が開催されまして、松崎、遠野、土淵、青笹、上郷、綾織、宮守、達曾部の検討会が開催されております。</p> <p>11番、8月11日、農地法等申請締切日でした。</p> <p>12番、8月11日、令和2年度第2回農業委員会だより編集委員会議を開催しました。</p> <p>13番、8月11日、マスタープラン鱒沢地区検討会。12日、小友地区の検討会が開催されております。</p> <p>15番、8月17日、遊休農地解消活動としましてエゴマ摘心を実施しました。</p> <p>16番、8月17日、農地転用等現地確認調査を実施しました。</p> <p>18番、8月21日、令和2年度第5回遠野市農業委員会運営委員会を開催しました。そして本日、総会を開催しております。</p> <p>8月26日以降の主な行事予定です。</p> <p>8月26日、令和2年度農地パトロールで、小友地区の追加分パトロールがあります。</p> <p>8月28日、土淵地区農地利用最適化推進委員(欠員補充)の受付締切日です。</p> <p>9月1日から17日まで、令和2年9月遠野市議会定例会が開催されます。</p> <p>9月2日、令和2年度第3回農業委員会だより編集委員会議が開催されます。</p> <p>9月10日、農地法等申請締切日です。</p> <p>9月16日、現地確認調査です。</p> <p>9月17日、農業委員会だより発行日となります。</p> <p>9月23日、運営委員会。</p> <p>9月25日、総会開催予定です。</p> <p>報告は以上です。</p> <p>【報告事項】</p>

議 長	次に報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分 ^の 報告について、事務局にその内容を説明いたさせます。
事務局 長	<p>1ページ、2ページをご覧ください。報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分^の報告についてです。農地法第3条の3の規定による届出について、遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定により専決処分したので同条第3項の規定により報告するものです。件数は10件です。すべて備考欄の所有者が死亡したことによりまして取得者が農地を取得したものです。</p> <p>番号1番、市外の方が取得いたしました。相続人は子です。農地についてはどのようにするか未定となっております。</p> <p>番号2番、3番、一部会社に譲ったものもありますが、農地の管理については未定な部分もあるということです。</p> <p>番号4番、子が相続し貸付け等をしています。</p> <p>番号5番、妻が相続し自己耕作する予定です。</p> <p>番号6番、自己耕作。</p> <p>番号7番、一部農地を貸しております。</p> <p>番号8番、妻が相続し自己耕作する予定です。</p> <p>番号9番、甥が相続し耕作していくことになっています。</p> <p>番号10番、地域の担い手に農地を貸すことになっています。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	<p>ただいま事務局に報告をいたさせたことに質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結します。</p> <p>次に報告第2号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事務局 長	3ページです。報告第2号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出についてです。遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条の規定により農地現状変更届出書を受理したので、同要綱第6条の規定により報告するものです。件数は1件です。内容につきましては、盛土と畦畔除去をするものがあります。その理由は耕作面積が小さく、また、段差のため不便であるということから、耕作の利便性を高めるために行うものです。委託施工業者、施工時期につきましては記載のとおりです。説明は以上です。
議 長	<p>ただいま事務局に報告をいたさせたことに質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結します。</p> <p>次に、議案審議に先立ち注意事項を申し上げます。自己または同居する親族、若しくは配偶者に関する案件は、該当する委員はその議事に参与できないことになっておりますので、審議には退席を願います。</p>
議 長	<p>【日程第1】</p> <p>日程第1、議事録署名人並びに書記の指名について、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により本職から指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	ご異議なしと認め、議事録署名人に10番、多田靖志委員、11番、佐々木義弘委員、

	<p>会議書記には事務局、菊池今英次長を指名いたします。 次に、農地法等に係る議案総括表の説明を事務局からいたさせます。</p>
農地係長	<p>第139回遠野市農業委員会総会提出議案総括表。 法第3条、今月計6件、22,774㎡。 利用集積、今月計3件、19,562㎡。 法第4条、なしです。 法第5条、今月計5件、4,142㎡。 適用外、なし。 法第18条第6項、なし。 以上でございます。</p>
議長	<p>【日程第2】 次に日程第2、議案第28号、「農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。なお、議案の朗読は省略し、直ちに内容の説明をいたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農地係長	<p>6ページです。議案第28号、農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定についてです。農地法施行令第1条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものです。 番号1番、両者はこれまで基盤法で賃貸借契約をしておりましたが、期間満了により農地法3条での貸し借りをするものです。この案件につきましては議案第30号と関連しますが、先月、7月の総会案件で上程いたしました案件について土地の地番の錯誤がありましたので、今回、30号で3条許可処分の取消をし、ここで正しい地番で再度上程するものであります。 以上1件、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推進委員	<p>現地確認は7月16日に、私どもと事務局で確認したわけですが、2筆あったのですが、現状維持でやっているところと住宅近くの案件とありまして、その確認の地番が不統一でこういう結果になりました。</p>
議長	<p>ありがとうございました。以上で現地確認調査の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第28号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議長	<p>【日程第3】 次に日程第3、議案第29号、「農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農地係長	<p>7ページです。議案第29号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定についてです。農地法施行令第1条の規定により提出された下記の</p>

	<p>許可申請について、可否の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、譲受人は自宅に隣接する当該地を規模拡大のため譲り受けるものです。譲渡人は譲受人の要請により譲り渡すものです。</p> <p>番号2番、譲渡人は父が死亡し、労力不足のため譲り渡すものです。譲受人は譲渡人の要請により譲り受けるものです。</p> <p>番号3番、譲受人は妻の父から生前贈与で譲り受けるものです。これまで譲受人は当該地の一部を使用貸借しておりましたが、期間満了により、今回、贈与で譲り受けるものです。</p> <p>番号4番、親子間の生前一括贈与です。</p> <p>番号5番、譲受人は自宅に隣接する当該地を規模拡大のため譲り受けるものです。譲渡人は譲受人の要請により譲り渡すものです。</p> <p>以上5件、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>●●地区の萩野です。番号1番です。8月17日、農業委員2名、推進委員2名、事務局3名で現地確認に行っていました。場所ですが、今、私たちが会議をしている、■■■■の後ろに■■■■がありますが、■■■■の東側の住宅地になります。さきほど事務局が説明したとおりですが、地形を見ればわかるのですが、午後になると■■■■の日陰で、今回譲り受ける農地は譲受人の自宅の東側にある農地で、もしそこが日陰になってしまうと困るということで、少々高いようですが、譲り受けて管理したいということなので、問題ないものと確認してきたところです。よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>●●地区、菊池でございます。2番ですが、場所は譲受人の自宅の隣になります。17日、事務局3名、推進委員2名、農業委員2名で現地確認してきました。問題ないと確認してきました。以上です。</p>
議 長	<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>●●地区、菊池妙子です。8月17日、事務局3名、●●地区委員5名で現地確認してきました。事務局の説明のとおりで何も問題ないと思います。よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ご苦勞様でした。以上で現地確認調査の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第29号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第4】</p> <p>続きまして日程第4、議案第30号、「農地法第3条許可処分取消について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>

農地係長	<p>8ページです。議案第30号、農地法第3条許可処分の取消について。農地法第3条許可処分の取消願が下記のとおり提出されましたので、許可処分の取消しについて、可否の決定を求めるものです。取消をする土地の地番等につきましては、記載のとおりであります。令和2年7月27日付で許可いたしました本案件について、土地の地番の錯誤のため取消しするものであります。説明は以上です。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第30号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第5】 続きまして日程第5、議案第31号、「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
事務局次長	<p>9ページです。議案第31号、農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき遠野市長より提出があったので、計画の決定を求めるものです。本議案に係る申請は利用権設定の新規が1件、更新が2件となっています。</p> <p>番号1番、新規で、契約期間10年の賃貸借権設定、集積計画一括方式による中間管理権の設定です。集積計画一括方式というのは今回当市で初めて用いられた方式ですので、お手元に参考資料を配布しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思えます。令和元年度11月の改正農地中間管理事業法によって、事務手続きの簡素化が図られた新しい方式となっております。従来、中間管理権の設定による農地の貸借は集積計画と配分計画の2つが必要でしたが、出し手と受け手のマッチングが整っている場合は集積計画のみで、機構への借入れ、転貸が可能とされたものです。</p> <p>番号2番、3番、更新です。</p> <p>申請の詳細につきましては議案書に記載のとおりですのでご覧願います。以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定を受けた後において要件を満たしていること、の各要件を満たしています。以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第31号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第31号は原案のとおり「可」と決しました。</p> <p>【日程第6】</p>

議 長	<p>続きまして日程第6、議案第32号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農地係長	<p>10ページ、11ページです。議案第32号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてです。農地法第5条第3項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番と2番、同一事業であります。申請人は■■■■■の保守業務を行うための管理棟を設置しようとするものです。土地の選定にあたり候補地を比較検討した結果、管理棟の設置に必要な面積を確保でき、かつ、地権者の同意が得られたこと、また、中山間、多面的事業の対象地区外である土地はこの申請地のみであったことから、適地として選定したものであります。申請地は10ha以上の一団の農地の中に位置する第1種農地であります。第1種農地の不許可の例外である土地収用法に該当することから、許可できるものと判断しました。また、令和2年5月8日付で農振農用地区域から除外決定がなされております。事業費は融資により確保する計画であり、金融機関の融資関心表明書を確認しており、資金面から事業の確実性を確認したところであります。</p> <p>番号3番、申請人は総合リース業を営む法人で、■■■■■の店舗を建築しようとするものです。土地の選定にあたり、■■■■■沿いで集客が期待でき、■■■■■の店舗として必要面積を確保できることから、申請地を適地として選定したものです。申請地は上下水道管が埋設されている地域で、幅4m以上の道路に接し、かつ、申請地から500m以内に2つ以上の公共、公益的施設が存在することから、第3種農地と判断しました。第3種農地の転用は原則許可しうるものです。事業費につきましては自己資金により確保であり、金融機関の残高証明書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>番号4番、農家住宅の建築を目的とした転用です。申請人は現在実家で暮らしていますが弟が経営する畜産業の研修生が同居しており手狭であることから申請地を購入し自己住宅を建築しようとするものです。申請地は実家及び畜舎に近く市道に接していることから利便が良いこと、地権者から同意が得られたことから適地として選定したものです。申請地は第1種農地であります。第1種農地の不許可の例外である集落接続に該当することから許可できるものと判断しました。事業費は自己資金及び融資により確保する計画であり金融機関の残高証明書及び融資事前回答書を確認しております。</p> <p>番号5番、倉庫建築及び駐車場整備を目的とした転用です。申請人は現在使用している小屋が老朽化したため、申請地を購入し、倉庫兼作業場の建築と駐車場を整備しようとするものです。申請地は10ha以上の一団の農地の中に位置する農地で第1種農地と判断されますが、申請人の自宅に隣接しており、第1種農地の不許可の例外である既存施設の拡張に該当し、他に代わる土地はないことから、許可できるものと判断しました。事業費は自己資金と借入金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書と融資事前審査回答書が添付されており、資金面でも事業の達成が確実と見込まれます。</p> <p>以上5件、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないものと判断されるものです。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員、農業委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●地区担当農業委員、お願いします。</p>
18番委員	<p>18番、奥友です。項番1番と2番ですけれども、■■■■■のための管理棟で、地目は畑ですが現在、草地で利用していました。特に、工事が始まって建物が竣工されたあとを想定しましても、特段の問題はないものと判断されます。以上です。</p>
議 長	<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推進委員	<p>●●地区推進委員の山口です。現地は前の■■■■■の駐車場に隣接し</p>

		た場所でありまして、そのまま元の駐車場と一体にしたほうが、かえってその方がいいのではないかと思いました。別に問題はないようです。
議	長	●●地区担当推進委員、お願いします。
推	進	委員
		17日に事務局3名、農業委員2名、推進委員2名で現地を確認してきました。現地は土淵6区自治会館の隣になります。問題ないと判断しました。以上です。
議	長	●●地区担当推進委員、お願いします。
推	進	委員
		8月17日、事務局3名、委員5名で現地を確認してきました。事務局の説明どおりです。よろしくお願いします。
議	長	ご苦勞様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終了しました。暫時休憩いたします。
		(休憩)
議	長	会議を再開いたします。 これより質疑に入ります。番号3番について質疑ございませんか。
		[「なし」と呼ぶ者あり]
議	長	暫時休憩いたします。
		(休憩)
議	長	会議を再開いたします。 番号3番を除く4件について質疑ございませんか。
		[「なし」と呼ぶ者あり]
議	長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。 暫時休憩いたします。
		(休憩)
議	長	会議を再開いたします。 お諮りいたします。議案第32号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。
		[「異議なし」と呼ぶ者あり]
議	長	ご異議なしと認めます。よって、議案第32号は原案のとおり「可」と決しました。 暫時休憩いたします。
		(休憩)
議	長	会議を再開いたします。
議	長	【日程第7】 続きまして日程第7、議案第33号、「遠野市農地利用最適化推進委員選考委員会規則の一部を改正する規則の制定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさ

事務局 長	<p>せませす。</p> <p>12 ページです。議案第 33 号、遠野市農地利用最適化推進委員選考委員会規則の一部を改正する規則の制定についてです。遠野市農地利用最適化推進委員選考委員会規則の一部を改正する規則を次のとおり制定するものとするものです。提案理由は、組織改編等により選考委員会の委員に変更が生じたことにより改正しようとするものです。第 3 条第 1 項第 1 号及び第 2 号を次のように改めるものです。</p> <p>(1) 岩手県中部農業改良普及センター遠野普及サブセンター所長、(2) 花巻農業協同組合遠野・上郷・宮守支店支店長、に改めるものです。第 3 条第 1 項第 6 号は削ります。第 4 条第 1 項中「岩手県中央農業普及センター遠野サブセンター所長」を「岩手県中部農業改良普及センター遠野サブセンター所長」に改めるものです。附則につきまして、この規則は公布の日から施行するものです。</p> <p>新旧対照表をご覧ください。左側が現行、改正後は右側になります。下線部分が今回改正になるところです。普及センターのところについては「中央」が「中部」に変わりますので、ひとまとめで改正しました。花巻農協の部分が改正後のように変わります。(6) の農業委員会組織検討会委員長はありませんので、これを削除するものです。説明は以上です。ご審議よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 33 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 33 号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【その他】</p> <p>その他に入ります。委員の皆様からご意見、ご提案等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは進みます。事務局から。</p>
事務局次長	<p>資料としてお配りしていましたが、最初に 2 点についてご説明させていただきたいと思ひます。</p> <p>1 点は家族経営協定の候補者のリストアップです。お取り組みいただいた結果の報告になります。資料の中ほどにありますように、●●地区から 4 件、●●地区から 1 件、●●地区から 1 件、●●地区から 1 件ということで、新規、見直しそれぞれ候補者をリストアップしましたということで資料にまとめましたので、ご報告いたします。そして引き続き、今回提出がなくてまだ探している地区につきましても候補者の選定をしていただきたいと思います。そのあと候補者の方に声掛けをしていただいて、案を作って、締結、と持っていければなと思ひますので、ご協力よろしくお願ひいたします。今現在、今年度に入ってすでに締結になっているところが●●で 1 件、●●で 1 件、それから●●で 1 件、見直しで動いているところがあります。よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>2 点目が農地相談会の関係になりますが、実施要項として資料を配布しております。主に開催日程と会場のところをご覧いただきたいと思います。日程は 11 月 2 日から 11 月 9 日、時間が 1 時半から 3 時半ということで、2 日は綾織地区と土淵地区。4 日は遠野と宮守。5 日が小友と上郷。6 日が松崎。9 日が附馬牛と青笹。事務局の方で会場を予約しております。各地区で検討いただいて、もし変更が必要だということが</p>

	<p>ありましたら今週中に事務局にお知らせいただいて、再調整をしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>あと、配布しております細かい資料についてご説明いたします。</p> <p>封筒に入れております活動報告書、農業委員の皆さんにお配りしてはいますが、今回の用紙は9月分の用紙になります。10月9日までのご提出をお願いします。</p> <p>それから新型コロナ関係で、岩手県農業会議から前回の7月総会のあとに通知がありましたものをまとめてお配りしております。3件ほどありましたので、岩手県で発生した頃の情報になりますけれどもお目通しいただければと思います。</p> <p>先月の総会で農業委員会のテキスト関係の解説動画が■■■■■■で見られるようになりましたとお知らせしましたが、その追加で、農地関連法制度の解説動画が追加になりましたということで案内がありましたのでご覧いただければと思います。</p> <p>最後に、河内委員さんから情報提供がありましたので皆さんのところにお配りしておりました。</p> <p>以上です。よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>その他に関して、何かご質問等ございましたらどうぞ。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>それでは、先ほど事務局からありましたとおり、農地相談会の日程変更に関しては今週中に事務局の方によるしくお願いします。以上でよろしいですか。</p>
事 務 局 長	<p>経過説明になります。土淵地区の農地利用最適化推進委員の欠員補充、7月30日から8月28日まで募集しておりました。7月17日に1件推薦がありまして、7月18日に中間公表をしております。1名、今、推薦されている状況です。今後の予定につきましては、8月28日の締め切りをもって推薦された方を、選考委員会を開いて選考していくということになります。25日の総会に議案として上程する予定です。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	<p>その件に関しては農業委員会のホームページにも記載になってございますので、ご覧いただきたいと思っております。</p>
議 長	<p>【閉会】</p> <p>以上をもちまして、第139回遠野市農業委員会総会を閉会します。ご苦勞様でした。</p> <p>午後2時55分閉会</p>

署名

遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

遠 野 市 農 業 委 員 番 _____

同 番 _____

遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長 _____